

# 学校感染症

出席停止になるのはこんなときです

学校感染症は、学校において予防すべき感染症として学校保健法に定められた感染症のことをいいます。

学校感染症にかかったら必ず学校へ連絡し、定められた出席止の期間に従って家庭で安静に過ごしてください。

第3種については、出席停止の基準はありません。医師の診察を受け、適切な予防措置をうけたとき症状によって登校してもよいと医師が判断したときは登校してもかまいません。

## 《第1種》

感 染 症 名	出席停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、急性灰白髄炎、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウィルスによるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウィルス A 属インフルエンザ A ウィルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る）	治癒するまで

## 《第2種》

病 名	出席停止期間	主な症状	感染経路	潜伏期間	感染期間	備 考
インフルエンザ （鳥インフルエンザ （H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し かつ解熱後2日を経過するまで	高熱、関節や筋肉の痛み、全身倦怠感、嘔吐、下痢	気道 接触 飛沫	1～3日	発病後 3～4日	肺炎や脳炎などの合併症に注意。 
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで	コンコンという短く激しい咳が続く	飛沫 気道	1～2週	1～4週間	3歳以下の乳幼児は肺炎を合併することがある
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで	発熱、鼻汁、発疹 目やに、くしゃみ	飛沫 気道 接触	9～12日	発疹の出る前 5日～出た後 3～4日	
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	腫れがでた後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで	発熱 耳下部の腫れと痛み	飛沫	2～3週	耳下腺の腫れる前7日～出た後7日間	思春期以降の感染では睾丸炎、卵巣炎合併に注意。
風疹 （三日はしか）	発疹が消えるまで	38℃前後の発熱 発疹 リンパ節の腫れ	飛沫 気道	2～3週	発疹の出る前 7日～出た後 7日間	
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで	発疹→水疱→かさぶた、軽い発熱	飛沫 気道 接触	2～3週	発疹の出る前1日～すべての発疹がかさぶたになるまで	
咽頭結膜熱 （プール熱）	主症状がなくなって2日を経過するまで	38～40℃の発熱 のどの痛み、目やに、結膜の充血	気道 結膜 接触	5～7日	発病してから 2～4週間	医師の許可があるまでプールに入らない
結核	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで	肺に病変を起こすことの多い全身性感染症	飛沫 気道	1～2ヶ月		長引く咳は要注意 ×線撮影による早期発見。
髄膜炎菌性髄膜炎	められるまで	発熱・頭痛・嘔吐 ・症状が進行すると痙攣・意識障害	飛沫	2～5日		

## 《第3種》

感 染 症 名	出席停止期間
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 *その他の感染症（溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢症 など）	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで *その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。